株主各位

札幌市中央区北二条西九丁目1番地 株式会社ジーンテクノサイエンス 代表取締役社長 河 南 雅 成

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

このたびの平成28年熊本地震により被災された皆様に心よりお見舞い申しあげますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご 出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成28年6月29日(水曜日) 午前10時
- 2. 場 所 札幌市中央区北二条西七丁目

道民活動センタービル(かでる2・7) 7階 710会議室 (前回の臨時株主総会と会場が異なっておりますので、末尾の株 主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項 第16期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告 及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 監査役3名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(URL http://www.g-gts.com)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、当初、政府及び日銀における経済対策を背景に一部大手企業を中心に企業収益の向上や雇用環境の改善が見られるなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、当該年度後半は、中国をはじめとする新興国経済の減速懸念や原油価格の下落が引き金となって世界的に株安となり、日本においても日銀がマイナス金利を導入するなど対策は打たれておりますが、金融市場は不安定さを増し、景気全般としては依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の事業に関わる医療・医薬品分野においては、平成27年9月に厚生労働省から「医薬品産業強化総合戦略」が示され、「後発医薬品80%時代」を目指すべく、国民への良質な医薬品の安定供給・医療費の効率化・産業の競争力強化を三位一体で実現するため緊急的かつ集中的な実効性を伴った戦略を策定するとの発表がありました。この動きは後発医薬品の市場環境整備及び創薬企業の体質強化などの追い風となり、今後の後発医薬品の普及のみならず、国を挙げた新薬の創薬力の向上並びに再生医療等の新たなバイオ産業の育成と飛躍に大きく貢献するものと期待が高まっております。

このような状況の下、当社のバイオ後続品事業は、富士製薬工業㈱と持田製薬㈱による好中球減少症治療薬「フィルグラスチムBS」の販売が順調に推移しており、当社の経営の安定感は一段と増しております。また、このフィルグラスチムBSにおける当社の実績が対外的にも評価され、当事業年度は複数の企業からバイオ後続品にかかる事業提携や資本提携等の協議を持ち掛けられるようになっております。当社としては、この機を逃すことなく、自らの一層の成長と、より品質が高く廉価なバイオ医薬品をより多くの患者様に的確かつ迅速に届けるために、次のとおり既存開発品目の開発の着実な進捗及び新たな開発品目の立上げを積極的に図っております。

- イ フィルグラスチム(G-CSF)の次世代型「ペグフィルグラスチム(PEG-G-CSF)バイオ後続品」の開発
- ロ ㈱三和化学研究所とのダルベポエチンアルファの国内共同開発
- ハ 持田製薬㈱とのがん領域におけるバイオ後続品の業務提携
- ニ 千寿製薬㈱との眼科領域におけるバイオ後続品の資本業務提携
- ホ その他複数のバイオ後続品の開発品目の拡充

一方、バイオ新薬事業では、次世代型抗体医薬品の研究開発を進めているほか、 (㈱ジーンデザインとの核酸共同事業により核酸の医薬品への展開の機会を探ったり、国立がん研究センターと共同特許出願したエクソソームなどの新規技術の取得にも力を入れております。

さらに、医薬品の開発には時間を要するため、安定的な経営環境をより強固に 構築する目的で、ヘルスケア関連分野である医療機器、診断薬、再生医療などに ついても広く事業シーズを探索し、事業化に向けて取り組んでおります。

また、平成28年3月28日にはNKリレーションズ㈱(ノーリツ鋼機㈱の完全子会社)及び合同会社Launchpad12 (NKリレーションズ㈱の完全子会社で、今回の当社との提携のために設立された会社)との資本業務提携契約を締結いたしました。これにより当社は、資本提携として平成28年4月13日付の合同会社Launchpad12を引受人とした2,000,001千円の第三者割当増資及び平成28年4月15日から5月30日までの当社株券等に対する公開買付けによる安定した開発資金の確保、また、業務提携としてノーリツ鋼機グループのバイオ関連事業会社との相互協力の下、さらなる当社のバイオ事業分野の拡充と事業化の推進を目指します。

これらの結果、売上高は1,160,890千円(前年同期比260.9%増)、営業損失は820,289千円(前年同期は824,140千円の営業損失)、経常損失は785,785千円(前年同期は790,234千円の経常損失)、当期純損失は787,685千円(前年同期は792,179千円の当期純損失)となりました。

(2) 資金調達の状況

当事業年度において、新株予約権の行使により491,990千円、金融機関より短期借入金として460,080千円の資金を調達いたしました。

(3) 財産及び損益の状況の推移

| Þ | Κ. | 分 | 第 13 期 | 第 14 期 | 第 15 期 | 第 16 期 (当事業年度) |
|------|-------|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------------|
| 売 | 上 | 高 (千円) | 60, 534 | 301, 348 | 321, 658 | 1, 160, 890 |
| 経常 | 損失 | (△) (千円) | △373, 657 | △516, 780 | △790, 234 | △785, 785 |
| 当期 | 純損失 | (△) (千円) | △377, 047 | △519, 301 | △792, 179 | △787, 685 |
| 1株当7 | たり当期純 | 損失(△) (円) | △238. 20 | △240. 15 | △331. 86 | △302. 91 |
| 総 | 資 | 産 (千円) | 922, 429 | 1, 886, 777 | 1, 146, 755 | 1, 694, 117 |
| 純 | 資 | 産 (千円) | 888, 008 | 1, 052, 839 | 270, 659 | 403, 290 |
| 1 株当 | 当たり純 | 資産額 (円) | 426. 70 | 441.61 | 104. 14 | 132. 44 |

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は期中平均株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式 総数により箟出しております。
 - 2. 当社は、平成24年8月8日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期 純損失を算定しております。

(4) 対処すべき課題

① バイオ新薬の開発

バイオ新薬事業では、ライセンスアウト先が望むデータを揃え、ネットワークやビジネスチャンスを最大限に活用して、早期にライセンスアウトを実現させることが重要であると考えております。

なお、パイプライン拡充のための具体的な取組み等は、以下のとおりであります。

イ 抗 α 9 インテグリン抗体 (開発番号: GND-001、対象疾患領域:免疫疾患、 がん) への取組み

本開発品については、既に科研製薬㈱へライセンスアウトしておりますが、 当社は引き続き同社との共同研究において、商業化に向けた大量生産の製法 開発や最適な対象疾患の絞込みの研究を進めております。

また、同社には国内外の開発権を許諾しておりますので、グローバル展開を加速するための提携についても、当社は同社をサポートし、早期にグローバル展開できる提携先も確保したいと考えております。

ロ バイオ新薬候補品の充実

バイオ新薬は、研究活動によって新薬のシーズを見つけ、次に、細胞レベル・小動物レベルでの有効性を確認した上で特許などの産業財産権による権利化を行い、ここで初めて公開することができます。よって、抗体医薬品候補など現在着手している研究テーマをできるだけ効率的に権利化していくことが目標となります。さらに、バイオ新薬については、設立以来のテーマに留まらず、将来より顕在化しそうな疾患領域や現時点では満足な治療法がない疾患領域を見極め、外部機関との連携も活かしながら研究開発を行っていく所存であります。

② バイオ後続品の開発

バイオ後続品の対象となるバイオ医薬品は、ヒト型抗ヒトTNF α モノクローナル抗体「ヒュミラ®」(一般名:アダリムマブ)のように、関節リウマチ、尋常性乾癬などの治療薬として売上高が1兆円を超えるものを筆頭にブロックバスターが目白押しです。これらが特許期間の満了を順次迎えることから、大きな市場が見込まれております。当社は、フィルグラスチムバイオ後続品の開発において培った経験とノウハウを発展的に応用することで、新たなバイオ後続品の開発を効率的かつ優位に進めることが可能であると考えております。新規バイオ後続品の拡充に取り組むことは、当社が継続的に企業価値を高めていくために重要であると認識しております。また、今後、バイオ後続品事業は世界的な競争により拍車がかかると想定されることから、開発品目の選定は多面的な評価をした上で慎重に行い、選定した開発品目については開発リスク低減のために早期に提携関係を構築し、経営資源を集中して効率的な開発を心掛けてまいります。

なお、パイプライン拡充のための具体的な取組み等は、以下のとおりであります。

イ フィルグラスチムバイオ後続品 (開発番号:GBS-001、対象疾患領域:がん)への取組み

当社が開発してまいりましたフィルグラスチムのバイオ後続品は、平成25年5月に日本国内において上市され、順調に売上高を伸長しております。さらに、当該医薬品の製品価値を向上させるために、欧米やアジア市場での事業化を検討いたします。

ロ ペグフィルグラスチムバイオ後続品 (開発番号: GBS-010、対象疾患領域: がん) への取組み

当該医薬品は、フィルグラスチムにPEG (ポリエチレングリコール) を修飾することで、投与回数を減らし効果の持続性を増すなど、高付加価値を付与した次世代型フィルグラスチムであります。また、先行品の世界での市場規模が約5,000億円となっていることも大きな魅力となっております。

当該医薬品の原料が既に日本で上市しているフィルグラスチムであることから、フィルグラスチムバイオ後続品を有する点で、当社は他社に比してペグフィルグラスチムの開発を進める上での優位性があります。また、当社は当該バイオ後続品の原薬製造プロセスを既に確立し、先行品との同等性・同質性に関する良好なデータを得ておりますので、これを訴求データとして国内外の製薬企業との早期の提携を実現し、当該バイオ後続品の上市を着実に進めてまいります。

ハ アダリムマブバイオ後続品 (開発番号: GBS-005、対象疾患: 免疫疾患) へ の取組み

当該先行品は関節リウマチや尋常性乾癬などの治療薬として世界での売上高が約1.5兆円規模で、現時点で最も販売高を上げている医薬品です。当社は当該医薬品のバイオ後続品の原薬製造プロセスを既に確立し、先行品との同等性・同質性に関する良好なデータを得ております。これらを基に、国内外の製薬企業との早期の提携を実現し、当該バイオ後続品の上市を着実に進めてまいります。

ニ ダルベポエチンアルファバイオ後続品 (開発番号:GBS-011、対象疾患領域:腎疾患) への取組み

当該医薬品は、腎性貧血治療薬であるエポエチンアルファの効果の持続性を高めた製品であり、国内では約600億円の市場を形成しております。現在、当社は日本市場に向けて㈱三和化学研究所と共同開発を進めており、早期の臨床試験入りを目標に取り組んでまいります。

ホ がん治療領域のバイオ後続品への取組み

がんの治療法は日進月歩であり、バイオ医薬品への期待は高く、現在、世界の医薬品市場の上位一角を占めるのはがん治療に係るバイオ医薬品です。 当社は、平成27年8月より持田製薬㈱とのがん治療領域におけるバイオ後続品の共同開発に着手しており、当該治療領域におけるバイオ後続品の上市に向けて鋭意取り組んでまいります。

へ 眼科治療領域のバイオ後続品への取組み

世界的な高齢化社会の進展や生活習慣の変化に伴い、黄斑変性症等の眼疾患の患者が増加しております。これらの治療薬としてバイオ医薬品が注目されておりますが、当該領域のバイオ医薬品は高額であり、様々な患者様にご使用いただくためにもバイオ後続品の開発の社会的必要性を感じております。当社は、平成27年11月に公表したとおり眼科領域に専門性の高い千寿製薬㈱との当該領域におけるバイオ後続品の共同開発を推進しており、引き続き積極的に開発していく所存です。

③ バイオ医薬品事業全般における優位性の確保

イ 開発品目の優先順位

上述のとおり当社はバイオ新薬及びバイオ後続品事業のいずれにおいても 複数の開発品目を保有しており、限られた人員と資金を効率的に投下して最 大限の成果を上げられるよう日々深慮し、提携先の製薬企業や委託先と協業 の下、当社の開発品目の価値最大化に努めております。その一方で、バイオ 医薬品の市場動向、各疾患領域の標準治療法、競合他社の開発状況等も日々 変化しています。当社は、社内外の様々な要因を適時勘案し、当社の開発品 目の優先順位を柔軟に見直しながら、当社の開発品目の市場優位性を確保し つつ、企業価値の最大化を図ってまいります。

ロ 製品の競争優位性の確保

医薬品にとって原薬の品質と製造費用は重要ですが、とりわけバイオ医薬品にはその2点が長期的な事業を行う上で最重要な事項となります。当社としては、その点のみならず、製品の使い勝手(ユーザビリティー)が市場優位性を左右するものと考えております。そこで、当社は原薬製造の供給体制及び製造費用に関わる製造委託先との製法開発に注力するとともに、製剤においても医療現場や患者様の使い勝手に優れた製品を目指し、デバイス企業との協議にも積極的に取り組んでまいります。

④ 提携による事業推進

当社は、成長著しいバイオ医薬品の開発に注力し、がん領域や自己免疫疾患など治療薬がない疾患を対象とするバイオ新薬の開発に取り組んでおります。ただし、当社の経営資源には限りがあることから、経営資源を効率的に活かすために提携によって補完し得る企業と事業推進を図る必要があります。

一方、バイオ後続品の開発においては、アジアや欧米の製造委託先について も、密接な人的交流をもとにネットワークの形成とその充実を図っております。 また、グローバル製薬企業がバイオ後続品にも取り組み始めておりますので、 品質・製造費用・製剤などで差別化できる提案を行い、グローバル製薬企業と の提携を目指す必要があります。

以上のように、当社はバイオ新薬及びバイオ後続品の両面において積極的に 製造などに関わるネットワークを構築し、国内外の製薬企業との提携により人 的・資金的資源を効率的に組み合せながら事業の推進を図ってまいります。

⑤ ノーリツ鋼機グループとの事業推進

当社は、平成28年3月28日に公表しておりますNKリレーションズ㈱との資本業務提携の下、国内外の大学・公的機関、バイオベンチャー、企業等で眠っている新たなバイオ事業のシーズを探索し、当該バイオテクノロジーを活用した再生医療、遺伝子診断、遺伝子治療等の新規バイオ事業の立上げを推進し、長期的な成長基盤を創造してまいります。それを実現するために、本年度は当社とノーリツ鋼機グループの密接な協業体制を早期に構築し、積極的に新規事業の立上げを行ってまいります。

⑥ ネットワークの強化

当社はビジネスモデルとしてファブレス型の経営を掲げております。また、自社だけでは解決できない課題に対し、社外の経営資源も含めた最適な組合せを構築し、迅速かつ積極的に解決を図ってまいります。また、今後推進していく新たなバイオ事業に関する事業のシーズの探索にもネットワークが必要となります。これらのネットワークの構築には、社外との情報交換を積極的に行い、情報集約力を高め、ネットワークのシナジーを最大限に発揮させられる人財の育成が重要であると考えております。

(7) コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社が円滑に社外ネットワークを構築していくためには、当社の社会的信用を維持・向上させていくことが重要であると認識しております。当社の取引先の多くは上場企業など社会的信用のある会社や公的研究機関であり、対等な取引関係を維持していくためには、当社にも相応の社会的信用が必要になります。このような観点から、当社は小規模組織ではありますが、十分な信頼が得られるよう内部管理体制の強化を図ってまいります。また、コーポレート・ガバナンスを構築し、全てのステークホルダーのニーズに対して組織的かつ的確に対応できるよう、経営の透明性を高めてまいります。また、内部統制の強化についても、経営の効率化に留まらず、コンプライアンス体制を強化し、経営の健全化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容

| 区 分 | 主 | な | 内 | 容 | |
|---------|------------------------|---|---|---|--|
| 医薬品開発事業 | ・バイオ新薬の開発 ・バイオ後続品の開 | | | | |

(6) 主要な事業所

| 名 | | 乖 | 尔 | 所 | 在 | 地 | | | | |
|---|----|---|---|--|--------|---|--|--|--|--|
| 本 | | | 社 | 札幌市中央区北二条西 | 九丁目1番地 | | | | | |
| 東 | 京事 | 務 | 所 | 東京都中央区 | | | | | | |
| 研 | 究 | | 所 | 札幌市北区(北海道大学創成研究機構生物機能分子研究開発プラッフォーム推進センター内) | | | | | | |

(7) 従業員の状況

| 従 | 業 | 員 | 数 | 前事業年度末比増減 | 平 | 均 | 年 | 齢 | 平 | 均 | 勤 | 続 | 年 | 数 | l |
|---|---|----|---|-----------|---|---|-------|---|---|---|---|----|----|---|---|
| | | 19 | 名 | 5名増 | | | 50. 2 | 歳 | | | | 4. | 1年 | Ē | 1 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含まれておりません。
 - 2. 従業員数が前事業年度末と比べて5名増加しておりますが、その主な理由は、事業開発部門の増員によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況

| 借 | 入 | 先 | 借 | 入 | 額 |
|-----|-------|-----|---|------|-------|
| 株式会 | 社 北 海 | 道銀行 | | 460, | 080千円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社普通株式等は、合同会社Launchpad12により平成28年4月15日から平成28年5月30日までの期間(決済日:平成28年6月6日)、公開買付けが実施されております。本公開買付けにより取得した株式数等は、本事業報告作成時点において確認できておりません。なお、当社主要株主である筆頭株主のウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合(「以下、ウィズ・ヘルスケア」といいます。)は、合同会社Launchpad12との間で、ウィズ・ヘルスケアの保有する株式等の全てを本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を締結しております。これにより、平成28年6月6日をもって、主要株主である筆頭株主は、ウィズ・ヘルスケアから合同会社Launchpad12に異動することが見込まれます。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

11,500,000株

(2) 発行済株式の総数

2,885,442株

(3) 株主数

2,487名

(4) 大株主

| 株 | 主名 | | 持株数 | 持株比率 |
|------------|-------------------------------------|-----|----------|-------|
| | | | 株 | % |
| ウィズ・ヘルスケアI | E1号投資事業有限責任 | 組合 | 191, 942 | 6. 65 |
| 株 式 会 社 | S B I 証 | 券 | 140, 200 | 4.86 |
| 千 寿 製 事 | 英 株 式 会 | 社 | 138, 800 | 4.81 |
| 日本証券 | 金融 株式会 | 社 | 121, 100 | 4. 20 |
| 柿 沼 | 佑 | _ | 115, 000 | 3. 99 |
| ダイドード | リンコ株式会 | 社 | 100, 000 | 3. 47 |
| | UNT JPRD AC ISG (FE- 大会社三菱東京UFJ銀 | | 99, 825 | 3. 46 |
| 谷 | 雅 | 史 | 50,000 | 1.73 |
| 伊藤忠ケミカルン | フロンティア株式 | 会 社 | 41, 900 | 1. 45 |
| 長 瀬 産 美 | 集 株 式 会 | 社 | 40, 000 | 1. 39 |

(5) その他株式に関する重要な事項

① 第三者割当増資

当社は、平成28年3月28日開催の取締役会決議により、合同会社Launchpad12を割当先とする第三者割当増資を実施し、平成28年4月13日に払込みが完了しております。これにより、発行済株式総数は816,327株増加しております。

② 新株予約権の行使

平成28年4月28日付で、ウィズ・ヘルスケアの保有する第2回新株予約権(56個、593,208株)、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権(14個、185,381株)が行使されたため、発行済株式総数は、778,589株増加しております。なお、本行使により取得した株式の全てについて、合同会社Launchpad12が実施する公開買付けに応募する旨の契約が締結されております。

③ 基準日後の議決権の付与について

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会決議により、第16回定時株主総会に係る基準日後に上記①及び②により当社株式を取得した合同会社Launchpad12に対して、当該定時株主総会に係る議決権を付与することを決定いたしました。なお、付与する議決権の総数は15,948個(総議決権に占める割合は35.61%)であり、平成28年6月6日の公開買付決済が行われることを条件としております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員等が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
 - ① 平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議に基づき発行した第1回新株予約権

| 新 | 株 | 予 | 約 | † | 雀 | の | 数 | | 320個 | |
|------|-----------------|-------|-----------|----------|--------------|-------|----------|--------------------------------|----------|--|
| 立二十十 | → マ. ◊/- | K 0 0 | 56 1. 4s | 7 +4- | + n 19 | *** T | マルボヤ | 普通株式 | 32,000株 | |
| 和你 | て丁がり | 権の目 | かとな | (る)休2 | 入り付 | 類汉 | い剱 | (新株予約権1個につき | 100株) | |
| 新 | 株 | 予約 | 権 | のす | ム 辺 | 金 | 額 | 無償 | | |
| 坎广州 | 7. W. H | の仁は | ァ [ØT] ~ | ナロン次・ | ナ ム フ | ₽₹σ | \ /Ⅲ/4/四 | 新株予約権1個当たり | 100,000円 | |
| 初休 | 丁が小惟 | の行使し | こ际 し | (山頂) | される | 別座り | ノ価領 | (1株当たり | 1,000円) | |
| 権 | 権 利 行 使 期 間 | | | | | | 間 | 平成20年11月16日から 平成28年11月15日まで | | |
| 新 | 株 | 予約 | 権 | の 1 | 亍 使 | . 条 | 件 | (注) 1、2 | 2 | |
| | | | | | | | | 新株予約権の数 | 230個 | |
| | | | 取(社 | 土外取 | 締役 | を除く | 役(。) | 目的となる株式数 | 23,000株 | |
| 勿.旦/ | | | | _ , , , | | | , , | 保有者数 | 1名 | |
| 1文貝= | と員等の保有状況 ── | | | | | | | 新株予約権の数 | 90個 | |
| | | | 使 | 用 | 人 | その | り他 | 目的となる株式数 | 9,000株 | |
| | | | | | | | | 保有者数 | 1名 | |

- (注) 1. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
 - (1) 当社は、新株予約権の取得事由が生じたときは、取締役会の決議により当該新株予約権を行使できるか否かを決定することができる。ただし、上記に関わらず、当該新株予約権は、当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転において、当社新株予約権者に当該新株予約権に代わる新株予約権を交付することが定められなかった場合は、会社法に定める新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日正午において行使できなくなる。
 - (2) 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。

- 2. 当社は、次の事由が生じたときは、新株予約権を取締役会決議により無償で取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併に関する契約書、当社が分割会社となる吸収分割に関する契約書若しくは新設分割に関する計画書、又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転に関する計画書が株主総会で承認されたとき
 - (2) 新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失したとき
 - ① 当社の取締役又は監査役
 - ② 当社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタント、その他当社と継続的な契約関係
 - (3) 新株予約権者に下記に該当する事由が発生したとき
 - ① 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社の事前の承認を得ず、当社と競合する業務に関わった場合
 - ③ 法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けた、又は公租公課の 滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出した若しくは引き受けた手形若しく は小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立 てがあった場合
 - ⑦ 解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- 3. 使用人その他が保有している新株予約権は、取締役在任中に付与されたものであります。

② 平成27年8月11日開催の取締役会決議に基づき発行した第4回新株予約権

| 新 | 株 | 予 | 約 | 権 | 0 | D | 数 | | 30個 |
|--------|----------------|-------|-------------------|---|-------|----------------|----------|-------------------------|-----------|
| 华. 杜 | 子約権の | 万日的 | しわる | 烘ぎる | 7番米 | 百刄ヶ | 以米ケ | 普通株式 | 3,000株 |
| 利化 | 「プロックを | クロロソ | こなの | 17/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/ | ノ作里矢 | 貝汉(| が奴 | (新株予約権1個につき | 100株) |
| 新 | 株 予 | 約 | 権の | 払 | 込 | 金 | 額 | 無償 | |
| 立に 44- | マがたの | には)ァ[| かい テロ | 1次 チュ | o 7 ⊞ | - * | /TT #/ET | 新株予約権1個当たり | 314, 700円 |
| 和休 | 予約権の | 便に | 宗 し 〔Ⅱ | 1頁 01 | しつ別 | 座の | 領 | (1株当たり | 3,147円) |
| 権 | 利 | 行 | ÷ , | 使 | 期 | | 間 | 平成29年8月28 平成37年7月31 | |
| 新 | 株 予 | 約 | 権の | 行 | 使 | 条 | 件 | (注) | |
| | | | | | | | | 新株予約権の数 | 30個 |
| 役員 | 公員の保有状況 | | 取 締 役 (社外取締役を除く。) | | | | | 目的となる株式数 | 3,000株 |
| | | | | | | | | 保有者数 | 3名 |

- (注) 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。
 - (2) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
 - (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
 - ① 平成27年8月11日開催の取締役会決議に基づき発行した第4回新株予約権

| 新 | 株 | 予 | 約 | 権 | | カ | 数 | | 52個 |
|-------|----------|----------|--------|------------------------|-------|------|--------|-------------|--------|
| 立に1小: | 予約権 | 7 P 66 | 11. 73 | 7 | の任: | 佐 ひょ | 1¢ ₩/+ | 普通株式 | 5,200株 |
| 利你 | 」「ポリ7年」 | ク目的 | 12121 | | ひノ作里会 | 関火 (|) 数 | (新株予約権1個につき | 100株) |
| | | | | | | | | 新株予約権の数 | 52個 |
| 使用 | 人 等 付 | へ の 況 | 当 | 社 | 使 | 用 | 人 | 目的となる株式数 | 5,200株 |
| | | | | | | | | 交付者数 | 16名 |

(注)第4回新株予約権の払込金額、行使に際して出資される財産の価額、権利行使期間及び行使 条件は、(1)②に記載のとおりであります。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
 - ① 平成25年2月28日開催の取締役会決議及び平成25年4月26日開催の臨時株主 総会決議に基づき発行した第2回新株予約権

| 新 | 株 | 予 | 約 | ı | 権 | 0, |) | 数 | | 56個 |
|---------------------|------------|--------|---------|----------------|--------|-------------|------|--------|---|---------------|
| 文C+/4: | :予約権 | σ H H⁄ | コレチュ | マ 北 | Ŀ±′α | 7毛米 | 5747 | · 以米/- | 普通株式 | 593, 208株 |
| 利化 | 、17平37年 | り目取 |) C / L | . W 171 | KILO | ノ作里労 | 以火 | が奴 | (新株予約権1個につき | 10,593株) |
| 新 | 株 予 | 約 | 権 | の | 払 | 込 | 金 | 額 | 新株予約権1個当たり | 188,000円 |
| 女€ 1/1 : | 予約権の | 行体に | 変な 1 一つ | ア山汐 | ダナか | ス旪 | 产の | 年拓 | 新株予約権1個当たり | 19, 999, 584円 |
| 利化 | 17 末り作用 (ソ | 11)使に | - 伝しい | 見出り | ₹ € 41 | こ の M | 生り | 仙領 | (1株当たり | 1,888円) |
| 権 | 利 | 彳 | 亍 | 使 | į | 期 | | 間 | 平成25年 5 月 1 平成30年 4 月 27 | |
| 新 | 株 予 | 約 | 権 | Ø | 行 | 使 | 条 | 件 | (注) | |
| 割 | 割 当 先 | | | | | | | 先 | 第三者割当の方法により、本 ウィズ・ヘルスケアPE1号投資 に割り当てた。 | |

- (注) 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (2) 各新株予約権の一部行使はできない。

② 平成26年3月13日開催の取締役会決議に基づき発行した第3回新株予約権

| ` | | , , , | | | - | | | | | | |
|------------|---------------------|-------------|--------------|---------------|--------|---------------------|-------|---------|--------|----------------------|----------|
| 新 | 杉 | * | 予 | 糸 | 勺 | 権 | 0 | り | 数 | | 118個 |
| 立仁刊 | ۱.Z.v | 5 长 | N E 4 | <i>Ь</i> 1. 4 | 's 7 + | # . + a | ひ我来 | 石 174 ヶ | K*4 | 普通株式 | 11,800株 |
| 利 77 | 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | | | | | | | | | (新株予約権1個につき | 100株) |
| 新 | 株 | 予 | 約 | 権 | の | 払 | 込 | 金 | 額 | 新株予約権1個当たり | 53, 400円 |
| ΔC.141- | ₹. <i>\$\</i> | 佐 の4 | 三压) | - ΠΦ'T 1 | ~ III) | ケチン | , 7 H | 立の | /m ##5 | 新株予約権1個当たり | 250,000円 |
| | : 丁/ポソ | 作(ソ)1 | 1便に | 1際し | (Щ) | 貝され | しつ別 | 座(グ) | 領 | (1株当たり | 2,500円) |
| 権 | | 利 行 使 期 間 | | | | | | | 間 | 平成26年4月1 平成31年3月2 | |
| 新 | 株 | 予 | 約 | 権 | の | 行 | 使 | 条 | 件 | (注) | |
| | | | | | | | | | | 割当対象者 当社取締役、 | 監査役及び使用人 |
| <i>I</i> □ | | | _ | | | \Ll\ | | | ЗΠ | 新株予約権の数 | 118個 |
| 保 | | | 有 | | 状 | | | | 況 | 目的となる株式数 | 11,800株 |
| | | | | | | | | | | 保有者数 | 12名 |

(注) 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも8,000円(必要に応じて適宜調整されるものとする。下記(2)、(3)について同じ。)を上回った場合に、本新株予約権の行使が可能になるものとする。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも10,000円を上回った場合、当該時点以降、新株予約権者は残存する全ての新株予約権を行使価額で1年以内に行使しなければならないものとする。
- (3) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、いずれかの連続する5 取引日において金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度 でも1,200円を下回った場合、上記(1)、(2)の条件を満たしている場合でも、行使を行 うことはできないものとする。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
- (5) 新株予約権者が割当日以降1年以内に当社を退職した場合、本新株予約権の行使を行うことはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合、当該処分以降は、本新株予約権の行 使を行うことはできない。
- (7) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数 を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (8) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

③ 平成25年2月28日開催の取締役会決議及び平成25年4月26日開催の臨時株主 総会決議に基づき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

| 新株予 | 約 権 付 | 社債 | の勇 | 浅 高 | 350,000,000円(注) 1 |
|--------|--------|-------|-------|-----|---|
| 新株 | 予 約 | 権 | Ø | 数 | 14個(注) 1 |
| 新株予約権 | の目的とな | る株式の | つ種類及 | び数 | 普通株式 185,381株 (注) 2 |
| 新株予 | 約権 | の払 | 込 金 | 額 | 無償 |
| 新株予約権の | 行使に際して | て出資され | いる財産の | の価額 | (注) 3 |
| 権利 | 行 | 使 | 期 | 間 | 平成25年5月1日から 平成30年4月26日まで |
| 新株予 | 約権 | の行 | 使 条 | : 件 | 各新株予約権の一部行使はできない。 |
| 割 | 割 当 先 | | | | 第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の 全部をウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責 任組合に割り当てた。 |

- (注) 1. 各社債の金額は金25,000,000円の1種とし、各社債に付する新株予約権の数は1個とする。
 - 2. 新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する数は、当該新株予約権に係る社債の払込金額の総額を転換価額1,888円(転換価額調整事由が発生した場合は調整後転換価額)で除して得られる最大整数とする。
 - ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
 - 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

| 地 | ı | | ſ | 立 | 氏 | | | 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----|-----|---|-----|---|---|---|---|---|--|
| 代表 | 表 取 | 締 | 役 社 | 長 | 河 | 南 | 雅 | 成 | |
| 取 | | 締 | | 役 | 天 | 野 | 芳 | 和 | СТО |
| 取 | | 締 | | 役 | 谷 | | 匡 | 治 | CF0 |
| 取 | | 締 | | 役 | 飯 | 野 | | 智 | 株式会社ウィズ・パートナーズ マネー ジング・ダイレクター ファンド事業CIO 株式会社アドバンスト・メディア社外取 締役 |
| 取 | | 締 | | 役 | 藤 | 澤 | 朋 | 行 | 株式会社ウィズ・パートナーズ マネー ジング・ダイレクター ナノキャリア株式会社社外取締役 |
| 常 | 勤 | 監 | 查 | 役 | 林 | | 昭 | 彦 | |
| 監 | | 査 | | 役 | 森 | | 正 | 人 | 森会計事務所所長 |
| 監 | | 査 | | 役 | 甚 | 野 | 章 | 吾 | 基野公認会計士事務所所長 北斗税理士法人代表社員所長 札幌監査法人代表社員 株式会社北の達人コーポレーション社 外監査役 |

- (注) 1. 取締役飯野智及び取締役藤澤朋行の両氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役森正人及び監査役甚野章吾の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 3. 平成27年6月25日開催の第15回定時株主総会において、谷匡治氏が取締役に選任され、就任いたしました。
 - 4. 監査役森正人及び監査役甚野章吾の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 平成27年4月30日付で、取締役三ツ木勝俊氏が辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 | | 分 | 人 | 数 | 報酬等の総額 |
|---|---|---|---|----|----------|
| 取 | 締 | 役 | | 4名 | 45,656千円 |
| 監 | 査 | 役 | | 3名 | 12,000千円 |
| 合 | | 計 | | 7名 | 57,656千円 |

- (注) 1. 上記のうち、社外監査役に対する報酬等の総額は2名4,800千円であります。なお、社外 取締役に対する報酬等はありません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月24日開催の第9回定時株主総会において、年額100,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されております。また、これとは別枠で、平成27年6月25日開催の第15回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対する報酬等として年額20,000千円の範囲内でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき決議されております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月24日開催の第9回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議されております。
 - 4. 上記の報酬等の総額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
 - •取締役3名 1,656千円
 - 5. 取締役飯野智及び取締役藤澤朋行の両氏は、無報酬の取締役であります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役飯野智氏は、株式会社ウィズ・パートナーズのマネージング・ダイレクターファンド事業CIO及び株式会社アドバンスト・メディアの社外取締役であります。株式会社ウィズ・パートナーズが運営管理する投資ファンドが、当社の株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権を保有しております。なお、当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役藤澤朋行氏は、株式会社ウィズ・パートナーズのマネージング・ダイレクター及びナノキャリア株式会社の社外取締役であります。株式会社ウィズ・パートナーズが運営管理する投資ファンドが、当社の株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権を保有しております。なお、当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役森正人氏は、森会計事務所所長であります。当社と兼職先との間には 特別の関係はありません。
 - ・監査役甚野章吾氏は、甚野公認会計士事務所所長、北斗税理士法人代表社員 所長、札幌監査法人代表社員及び株式会社北の達人コーポレーションの社外 監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 | | 5 | } | 氏 | i | ŝ | 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|-------|------|-----|--------------|---|---|---|---|---|
| 7T M | ₩, | 締 役 | | 飯 | 野 | | 智 | 当事業年度開催のほぼ全ての取締役会に出席し、 主に経営戦略面での発言を行っております。 |
| | 取 | 締 | 仅 | 藤 | 澤 | 朋 | 行 | 当事業年度開催のほぼ全ての取締役会に出席し、 主に事業開発面での発言を行っております。 |
| 社 外 | E/-: | * | 役 | 森 | | 正 | 人 | 当事業年度開催の全ての取締役会及び監査役 会に出席し、主に財務、会計及び内部統制面 での発言を行っております。 |
| 14. 外 | 監 | 査 | 1又 | 甚 | 野 | 章 | 吾 | 当事業年度開催のほぼ全ての取締役会及び監 査役会に出席し、主に財務、会計及び内部統 制面での発言を行っております。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

| | 報 | 酬 | 等 | の | 額 |
|--------------------------------|---|---|---|--------|------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | | | | 12, 50 | 00千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | | | | 12, 50 | 00千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に 基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことか ら、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等について検討したうえで、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると 認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。 この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会にお いて、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、上記による場合のほか、監査役会が所定の手続により会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その 他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のと おりであります。
 - ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 毎月開催される取締役会には、原則として全ての役員が出席するものとし、 各取締役は職務の執行状況について報告し、監査役は取締役の職務の執行状況 を監督する。また、監査役による日常の業務監査によって、取締役の職務の執 行が法令及び定款に適合しているか監視する。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る情報及び文書については、文書管理規程及び機密 管理規程に従い適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役が常時閲覧でき る体制とする。また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う ものとする。
 - リスク管理規程を制定し、リスク管理責任者並びにリスクへの対応手続を明確化することで、部署横断的なリスク管理体制を構築する。定期的にリスク管理に関する情報共有の場を設け、リスクを低減するための施策を講じるほか

理に関する情報共有の場を設け、リスクを低減するための施策を講じるほか、 実際にリスクが顕在化した場合には、リスクの内容及びそれがもたらす損失の 程度等についてリスク管理責任者が検討を行い、直ちにトップマネジメントそ の他の関係者に報告される体制とする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 経営計画のマネジメントについては、経営理念及び経営基本方針に基づき毎 年策定される年度事業予算に従い、各業務執行ラインにおいて目標達成のため の活動を行うものとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、 業績報告を通じて定期的に検証を行う。 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程において定められている 事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議すること を遵守し、その際には経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資 料が全役員に配付される体制をとるものとする。

日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づいて権限 の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに従い業務を遂行するもの とする。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 全使用人に法令及び定款の遵守を徹底させるため、コンプライアンス企業倫 理規程を制定し、行動基準の周知を図るとともに、コンプライアンス規程を制 定し、万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、速やかに監 査役、顧問弁護士及びトップマネジメントに報告される体制を構築する。また、 これらの実効性を高めるため、定期的に研修会を開催し、コンプライアンスに 対する関心と知識の向上を図るものとする。同時に、内部通報制度を導入し、 法令及び定款に違反する行為を早期に発見できる体制を構築する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該 使用人に関する事項

内部監査を担当する内部監査室を監査役の職務を補助すべき部署とし、監査役の求めに応じて内部監査スタッフがその任に当たる。

- ② 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等については、事前に監査役 会の同意を得るものとする。また、当該使用人の人事評価に際しては、監査役 の意見を聴取するものとする。
- ® 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

内部監査規程に基づき、内部監査室は、監査役から監査役の職務に関する補助の求めがあった場合、他の職務等に優先してその指示に従うものとする。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行う ものとする。なお、当該報告及び情報提供の主なものは、次のとおりとする。
 - イ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ロ 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ハ 内部監査部門の活動状況
 - ニ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ホ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - へ 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ト 稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報規程に基づき、通報者に対する報復行為を禁止するとともに、通報 先に定められている常勤監査役には当該報復行為に対して中止命令を発する権 限を与えるものとする。

- ① 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項監査役の職務執行により生ずる費用については、通常の監査費用は監査役会の決議を経て年度事業予算に織り込み、予算執行として支出するものとし、緊急の監査費用が発生する場合は、監査役会の決議を経て管理部長に予算管理規程に基づく予算修正を求めるものとする。
- ② その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役、内部監査人及び監査法人の三者による意見交換会を定期的に開催す るものとする。また、監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を聴取する機 会を与えられるものとする。
- ③ 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や安全に影響を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力からの不当要求や働きかけに対しては、顧問弁護士や所轄警察署等の外部専門機関と綿密に連携し、毅然とした態度で、組織的に対応することとする。

この基本方針を徹底するため、反社会的勢力に対応する主管部署を管理部とし、管理部が外部専門機関から随時情報を収集し、当該情報を一元管理するとともに、反社会的勢力対策規程及び関連マニュアル等を制定し、不当要求や働きかけに備えるものとする。

- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 当社は、上記の「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、以下 の取組みを行っております。
 - ① 取締役会は、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、止むを得ない場合を除き全ての役員が出席した上で、経営一般に関する事項や業務執行に関する事項等、取締役会規程において定められている事項について決議又は報告を行っております。
 - ② リスク管理規程により、原則として3ヶ月ごとにリスク管理会議を開催し、 取締役会に報告しております。
 - ③ 業務分掌規程及び職務権限規程により、組織単位の業務分掌と各職位の権限を明確化して業務の組織的かつ効率的な運営を図り、コンプライアンス企業倫理規程及びコンプライアンス規程により、取締役・従業員が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。また、各規程は、法令改正、組織変更等に応じて、適時に制定・改定を行っております。
 - ④ 監査役会は、幅広い協議を重ね、経営に対しても積極的に助言や提言を行っております。また、各監査役は、必要な報告及び情報提供を適時に受けた上で、代表取締役社長、会計監査人、各部門の責任者との会合を通じて意見交換を行っております。
 - ⑤ 新規取引先との資金授受を伴う契約締結に際しては、暴力団排除条項を明記するか、別途覚書等にて暴力団排除に係る書面を取り交わすこととしているほか、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り、関係を遮断する体制を構築しております。

⁽注)本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未 満を四捨五入しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

| | 科 | | | | 目 | | 金 | | 額 | | 科 | | | | 目 | | 金 | 1-1 | 額 |
|---|----------------|------|------|--------------|------|----------|----|------|-----|----------|-----|------|------------|---------|----------|--------|---------------|------|-------------|
| | | 資 | | 産 | | の | 部 | | | | | 負 | | 債 | | の | 部 | | |
| 流 | | 動 | | 資 | | 産 | 1, | 520, | 347 | 流 | | 動 | | 負 | | 債 | 1, | 279, | 756 |
| | | | | | | | | | | | 買 | | 挂 | + | | 金 | | 69, | 336 |
| | 現 | 金 | 及 | Ţ | 預 | 金 | | 817, | 342 | | 短 | 期 | 佳 | ± | 入 | 金 | | 460, | 080 |
| | 売 | | 挂 | . | | 金 | | 199 | 368 | | 1年内 | 償還予定 | の転換社 | 債型新校 | 朱予約権 | 付社債 | | 350, | 000 |
| | <i>)</i> L | | 12 | ·I | | 717. | | 100, | 000 | | 未 | | 担 | 7 | | 金 | | 207, | 867 |
| | 前 | | 渡 | Ę | | 金 | | 477, | 257 | | 未 | - | 払 | 費 | | 用 | | 5, | 740 |
| | | | | | | | | | | | 未 | 払 | 法 | 人 | 税 | 等 | | 8, | 190 |
| | 前 | 1 | 77 | 費 | • | 用 | | 6, | 885 | | 前 | | 受 | | | 金 | | 145, | 000 |
| | そ | | σ. |) | | 他 | | 10 | 494 | | 預 | | ŋ | | | 金 | | | 787 |
| | . C | | V, | | | II. | | 19, | 434 | | そ | | T. | | | 他 | | | 754 |
| 固 | | 定 | | 資 | | 産 | | 173, | 769 | 固 | | 定 | | 負 | | 債 | | | 070 |
| | | | | | | | | | | | 退 | | 給付 | | 当 | | | | 070 |
| 1 | 有 F | 15 [| 固! | 定 | 資 | 産 | | 2, | 111 | 負 | | 債 | | 合 | | 計 | | 290, | 826 |
| | 建 | | | | | 物 | | 1 | 001 | | | 純 | 資 | | 産 | 0, | 部 | | |
| | 建 | | | | | 120 | | 1, | 883 | 株 | | 主 | | 資 | | 本 | | 383, | |
| | 工, | 具、 | 器具 | L 及 | び備 | 品 | | | 227 | 1 | | | 本 | | | 金 | 1 | 037, | |
| | | | | | | | | | | 資 | | 本 | 剰 | | 余 | 金 | 1 | 940, | |
| # | Ħ Ŧ | 15 [| 固! | 定 | 資 | 産 | | | 209 | _ | 資 | 本 | | | 備 | 金 | - | 940, | |
| | 5/1 | | 4-76 | 6 | | 1-/2-2 | | | 000 | 未 | | 益 | 剰 | | 余 | 金 ^ | | 594, | |
| | 商 | | 標 | Ř | | 権 | | | 209 | | | | 也利 | | | | | 594, | |
| | 殳 資 | そ | のm | 也の |)資 | 産 | | 171. | 448 | == | | | 利: | | | | $\triangle 3$ | 594, | |
| | | | | | | | | | | | 11 | | 奥 算 | | | | | | 1981 |
| | 投 | 資 | 有 | 価 | 証 | 券 | | 165, | 042 | | | | □証券 マ | | | | | | 126 |
| | 差 | 7. | 伢 | ı : | 証 | <u>~</u> | | G | 106 | 新 | 杉 | | 予 | 糸 | | 権 | | | 136 |
| 次 | 左 | 入 | 17 | | ETT. | 金 | 1 | | 406 | 純 | 佳 | | 産 | <u></u> | | 計 | 1 | 403, | |
| 資 | | 産 | | 合 | | 計 | Ι, | 094, | 117 | 負 | 債 | 純 | 資 | 産 | 合 | 計 | 1. | 694, | 11/ |

損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:千円)

| | ~\lambda | | | | | | (単位:十円) |
|---|----------|-------|----------|-------|---|---------|-------------|
| | 科 | | | 目 | | 金 | 額 |
| 売 | | 上 | | 高 | | | 1, 160, 890 |
| 売 | - | Ŀ | 原 | 価 | | | 500, 700 |
| | 売 | 上 | 総 | 利 | 益 | | 660, 190 |
| 販 | 売費 | 及 び 一 | 般管 | 理 費 | | | 1, 480, 479 |
| | 営 | 業 | | 損 | 失 | | 820, 289 |
| 営 | 業 | 外 | 収 | 益 | | | |
| | 受 | 取 | | 利 | 息 | 106 | |
| | 補 | 助 | 金 | 収 | 入 | 34, 115 | |
| | 資 | 材 | 范 | 却 収 | 入 | 15, 732 | |
| | 雑 | | 収 | | 入 | 438 | 50, 392 |
| 営 | 業 | 外 | 費 | 用 | | | |
| | 支 | 払 | | 利 | 息 | 94 | |
| | 株 | 式 | 交 | 付 | 費 | 5, 078 | |
| | 債 | 権 | 売 | 却 | 損 | 1, 639 | |
| | 支 | 払 | 手 | 数 | 料 | 1,600 | |
| | 為 | 替 | | 差 | 損 | 7, 326 | |
| | 雑 | | 損 | | 失 | 150 | 15, 888 |
| | 経 | 常 | | 損 | 失 | | 785, 785 |
| | 税 | 前 | 当 期 | ! 純 損 | 失 | | 785, 785 |
| | 法 人 | 税、住 | 民 税 | 及び事業 | 税 | | 1,900 |
| | 当 | 期 | 純 | 損 | 失 | | 787, 685 |

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:千円)

| | | | | | · 1 | → \rac{1}{2} \cdot \cdo |
|-------------------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|---|
| | | 株 | 主 | 資 | 本 | |
| | | 資本乗 | 利 余 金 | 利益乗 | 余 金 | |
| | 資 本 金 | 資 本 | 資剰合 本金計 | その他利益剰 余 金 | 利金金計 | 株主資本合計 |
| | | 準備金 | 剰 余 金計 | 繰越利益剰余金 | 利金金計 | |
| 当 期 首 残 高 | 1, 576, 290 | 1, 479, 557 | 1, 479, 557 | △2, 806, 528 | △2, 806, 528 | 249, 318 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 新株の発行 | 460, 751 | 460, 751 | 460, 751 | | | 921, 502 |
| 当 期 純 損 失 | | | | △787, 685 | △787, 685 | △787, 685 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 460, 751 | 460, 751 | 460, 751 | △787, 685 | △787, 685 | 133, 816 |
| 当 期 末 残 高 | 2, 037, 041 | 1, 940, 308 | 1, 940, 308 | △3, 594, 214 | △3, 594, 214 | 383, 135 |

| | | | | | 評価・換 | 算差額等 | | | | |
|---|------------|-----|-----|---|--------------|----------------|---------|----|----------|-----|
| | | | | | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 新株予約権 | 純合 | 資 | 産計 |
| 当 | 期 | 首 | 残 | 高 | _ | _ | 21, 341 | | 270, | 659 |
| 当 | 期 | 変 | 動 | 額 | | | | | | |
| | 新村 | 朱 の | 発 | 行 | | | | | 921, | 502 |
| | 当 | 玥 純 | i 損 | 失 | | | | | △787, | 685 |
| | 株主資 当期変 | | | | △981 | △981 | △204 | | Δ1, | 185 |
| 当 | 期 3 | ど 動 | 額合 | 計 | △981 | △981 | △204 | | 132, | 630 |
| 当 | 期 | 末 | 残 | 高 | △981 | △981 | 21, 136 | | 403, | 290 |

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)について は定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

10~20年

工具、器具及び備品

情品 3 ~15年

- (2) 無形固定資産 (リース資産を除く。) 定額法を採用しております。
- 3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。また、外貨建有価証券(その他有価証券)は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

5. 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務に基づき 計上しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

5.422千円

(損益計算書に関する注記)

研究開発費の総額

1,075,354千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び数

普诵株式

2,885,442株

2. 当事業年度末における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的 となる株式の種類及び数

普诵株式

822,389株

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

研究開発計画に照らして必要な資金を、増資等により調達しております。また、一時的な余 資は、短期的な預金等に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、販売管理規程に従って主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する取引先企業の株式であり、株式の発行体(取引先企業)のリスクに晒されており、このうち外貨建ての投資有価証券は為替の変動リスクにも晒されております。当該リスクに関しては、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況を把握することにより、リスク管理を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金及び転換社債型新株予約権付社債は、主に研究開発に係る資金調達を目的としたものであり、すべて1年以内に償還予定であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち100.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2参照)。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|------------|------------------|-------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 817, 342 | 817, 342 | _ |
| (2) 売掛金 | 199, 368 | 199, 368 | _ |
| 資産計 | 1, 016, 710 | 1, 016, 710 | _ |
| (1) 短期借入金 | 460, 080 | 460, 080 | _ |
| (2) 未払金 | 207, 867 | 207, 867 | _ |
| 負債計 | 667, 947 | 667, 947 | _ |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額によっております。

負債

- (1) 短期借入金、(2) 未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額によっております。
- 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 貸借対照表計上額 (千円) |
|-----------------------|------------------|
| 非上場株式 | 165, 042 |
| 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債 | 350, 000 |

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内(千円) |
|--------|-------------|
| 現金及び預金 | 817, 342 |
| 売掛金 | 199, 368 |
| 合計 | 1, 016, 710 |

4. 有利子負債の決算日後の返済予定額

| | 1年以内(千円) |
|-------|----------|
| 短期借入金 | 460, 080 |
| 合計 | 460, 080 |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| 繰延税金資産合計 | 一千円 |
|----------|--------------|
| 評価性引当額 | △1,079,728千円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,079,728千円 |
| その他 | 2,032千円 |
| 繰越欠損金 | 1,021,895千円 |
| 研究開発費 | 52,479千円 |
| 退職給付引当金 | 3,321千円 |

(1株当たり情報に関する注記)

| 1. | 1株当たり純資産額 | 132.44円 |
|----|------------|---------|
| 2. | 1株当たり当期純損失 | 302.91円 |

(重要な後発事象)

1. 第三者割当による新株式の発行

平成28年3月28日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による新株式の発行について、平成28年4月13日付で払込みが完了いたしました。

| (1) | 発行株式の種類及び数 | 普通株式 | | 816, 327株 |
|-----|-------------|----------------|--------|-------------|
| (2) | 発行価額 | 1株につき | | 2,450円 |
| (3) | 発行価額の総額 | | | 2,000,001千円 |
| (4) | 増加する資本金及び | 増加する資本金 | 1株につき | 1,225円 |
| | 資本準備金に関する事項 | 増加する資本準備金 | 1株につき | 1,225円 |
| (5) | 資本組入額の総額 | | | 1,000,000千円 |
| (6) | 割当先及び割当株式数 | 合同会社Launchpad1 | .2 | 816,327株 |
| (7) | 資金の使途 | バイオ後続品事業へ | の追加投資、 | 新規バイオ事業の検討 |
| | | 及び研究開発費用 | | |

2. 新株予約権の行使による新株式の発行

平成28年4月28日付で、㈱ウィズ・パートナーズが無限責任組合員として組成する投資事業有限責任組合の保有する当社第2回新株予約権(56個)及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権(14個)について、以下のとおり権利行使がありました。

第2回新株予約権

| (1) | 発行株式の種類及び数 | 普迪株式 | 593, 208株 |
|-----|------------|-------|-------------|
| (2) | 発行価額 | 1株につき | 1,888円 |
| (3) | 発行価額の総額 | | 1,119,976千円 |
| (4) | 資本組入額の総額 | | 565, 252千円 |

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

| (1) | 発行株式の種類及び数 | 普通株式 | 185, 381株 |
|-----|------------|--------|-----------|
| (2) | 発行価額 | 1 株につき | 1,888円 |
| (3) | 発行価額の総額 | | 350,000千円 |
| (4) | 資本組入額の総額 | | 175,000千円 |

(注)貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び本個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

^^^^^

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社ジーンテクノサイエンス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 昭 仁 印 紫務執行社員 公認会計士 寺 田 昭 仁 印 指定有限責任社員 公司合司 田 田 田 田 田 田

業務執行社員 公認会計士 田 辺 拓 央 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーンテクノサイエンスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 1. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成28年3月28日開催の取締役会において決議した第三者割当による新株式の発行について、平成28年4月13日付で払込みが完了している。
- 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成28年4月28日付で、株式会社ウィズ・パートナーズが無限責任組合員として組成する投資事業有限責任組合の保有する株式会社ジーンテクノサイエンスの第2回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権について、権利行使があった。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門 その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所 において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の 適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める 体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に 報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実 は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、 指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 平成28年5月27日

株式会社ジーンテクノサイエンス 監査役会

常勤監査役 林 昭 彦 印

社外監査役 森 正 人 即

社外監査役 甚 野 章 吾 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため3名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 収納収除価値は、次のとおりしめります。 | | | | |
|---------------------|---------------------------------------|--|--|---------|
| 候補者 | まりがな 氏 名 | | 当社における地位、担当 | 所有する |
| 番号 | (生年月日) | | 及び重要な兼職の状況 | 当社の株式数 |
| 1 | がわ かたみ *** | 昭和58年4月 平成12年2月 平成14年1月 平成14年9月 平成15年6月 平成16年5月 平成16年5月 | 三谷産業㈱入社 相模化成工業㈱出向 常務取締役 三谷産業㈱ ケミカル事業部ファインケミカル営業部長 ㈱免疫生物研究所入社 経営管理 室長 同社取締役経営管理室長 同社取締役 当社代表取締役社長(現任) | 27,000株 |
| 2 | がず、データがず、 デ 野 芳 和 (昭和29年11月16日) | 昭和55年4月 平成19年4月 平成20年9月 平成22年3月 平成25年10月 平成26年4月 平成26年6月 | 富士写真フイルム㈱入社 富士フイルム㈱ ライフサイエン ス研究所研究部長 同社オランダ研究所所長 同社医薬品ヘルスケア研究所研究 部長 当社入社 事業開発部部長 当社執行役員研究担当部長 当社取締役CTO兼執行役員研究担 当部長(現任) | 一株 |
| 3 | 谷 筐 治 (昭和49年5月22日) | 平成12年4月 平成18年1月 平成25年4月 平成26年7月 平成26年10月 平成26年12月 平成27年5月 平成27年6月 | サントリー(㈱入社 武田薬品工業㈱入社 (㈱ウィズ・パートナーズ入社 ダ イレクター (㈱レグイミューン入社 事業開発 部長 当社入社 執行役員事業開発担当 部長 ORTHOREBIRTH(㈱ 社外取締役(現 任) 当社執行役員CFO兼事業開発担当 部長 | 一株 |

| 候補者番 号 | 。。。。 氏 名 (生年月日) | | 当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況 | 所 有 す る 当社の株式数 |
|---------------|------------------------|--|--|----------------|
| 4 ** | 松 島 陽介 (昭和47年9月1日) | 平成7年4月 平成13年6月 平成13年2月 平成21年2月 平成20年12月 平成24年7月 平成24年7月 平成25年6月 平成25年6月 平成25年6月 平成27年7月 平成27年7月 | 第一生命保険㈱入社 A. Tカーニー㈱入社 マッキンゼー&カンパニー入社 ㈱MKSパートナーズ入社 丸の内キャピタル㈱入 代表取締役 (現任) エヌエスパートナーズ㈱ 取締役 (現任) (現任) | 一株 |
| 5 ※ | か 特 大 介 (昭和54年8月3日) | 平成16年4月 平成19年2月 平成22年2月 平成25年9月 平成25年10月 平成27年6月 平成28年2月 | マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社 モルガン・スタンレー証券㈱入社 (現三菱UFJモルガン・スタンレー 証券㈱) (親企業再生支援機構入社(現㈱地 域経済活性化支援機構) ㈱日本医療データセンター 取締 役(現任) NKリレーションズ㈱入社(現在に 至る) ヘルスデータ・プラットフォーム ㈱ 代表取締役(現任) DTラボ㈱ 代表取締役(現任) | 一株 |

| 候補者番 号 | 作。"名 氏""名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況 | 所 有 す る 当社の株式数 |
|---------------|--------------------------|---|----------------|
| 6 * | 道 完 雄 朱 (昭和57年12月14日) | 平成19年4月 (株ポストンコンサルティンググループ入社 平成22年4月 司法研修所 司法修習生 平成23年1月 (株ポストンコンサルティンググループ入社 平成24年5月 NKリレーションズ(株)入社 平成24年11月 (株)ハルメク 取締役(現任) 平成25年3月 (株)全国通販 取締役(現任) 平成25年6月 (株)日本医療データセンター 取締役(現任) 平成25年6月 (株)日本医療データセンター 取締役(現任) 平成26年1月 弁護士登録 山元雄太法律事務所設立 代表(現任) 平成27年6月 NKリレーションズ(株) 取締役(現任) 平成27年6月 フィボー(株) 取締役(現任) | 一株 |

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 3. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は従来、ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合(以下、「ウィズ・ヘルスケア」という。)の無限責任組合員である㈱ウィズ・パートナーズより飯野智氏、藤澤朋行氏の2名の社外取締役を受け入れておりましたが、今般ウィズ・ヘルスケアと合同会社Launchpad12との公開買付応募契約の締結により、公開買付決済日の平成28年6月6日付で両氏は当社社外取締役を辞任いたしました。

当社は、コーポレートガバナンスの強化のため、社外取締役は今後も必要であると考えておりますが、現時点において、適切な社外取締役候補者の選任に至っておりません。また、適切ではない者を選任した場合には、当社事業戦略、ひいては株主利益を損なうリスク等も鑑み、適切な候補者の存しない現時点において社外取締役を置くことは相当でないと判断しております。しかしながら、今後とも当社に最適のコーポレートガバナンス体制の構築のため、引き続き社外取締役として適切な人材の確保に努めてまいりたいと存じます。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番 号 | たり が 名 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社に | おける地位及び重要な兼職の状況 | 所 有 す る 当社の株式数 |
|--------|-----------------------------|--|---|-------------------|
| 1 | 開発 | 昭和55年4月 昭和58年11月 昭和63年11月 平成11年5月 平成14年11月 平成22年9月 平成25年5月 | 中道機械㈱入社 中道リース㈱転籍 たくぎん抵当証券㈱入社 ㈱ディー・ブレイン札幌入社 創研コンサルティング㈱ (現SCCコンサルティング㈱) 入社 当社入社 当社常勤監査役(現任) | 一株 |
| 2 | 森 正 人 (昭和40年3月20日) | 昭和62年10月 平成7年7月 平成13年3月 平成13年6月 平成16年3月 平成17年7月 平成18年8月 平成22年10月 平成28年5月 | サンワ・等松青木監査法人(現有 限責任監査法人トーマツ)入所 シティバンク、エヌ・エイ入社 ぷらっとホーム㈱入社 経営企画 部長 同社取締役CFO兼管理本部長 日本テレコム㈱(現ソフトバンク ㈱)入社 経理部長 ㈱新生銀行入社 財務経理部部長 森会計事務所 所長(現任) 当社監査役(現任) ソーバル㈱監査役(現任) | 200株 |
| 3 | 遊 野 章 吾 (昭和43年7月19日) | 平成6年10月 平成17年1月 平成17年1月 平成20年6月 平成22年5月 | 朝日監査法人(現有限責任あずさ 監査法人)入所 甚野公認会計士事務所開設 所長 (現任) 北斗税理士法人設立 代表社員所 長(現任) 札幌監査法人代表社員(現任) (親北の達人コーポレーション監査 役(現任) 当社監査役(現任) | 一株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 森正人氏及び甚野章吾氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3. 森正人氏及び甚野章吾氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関して相当の知見を有していることに加え、上場会社の社外監査役を現任していることから、当社の財務状況等に関して経営陣から独立した中立的な立場での助言を期待したためであります。なお、甚野章吾氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- 4. 森正人氏及び甚野章吾氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在 任期間は、本総会終結の時をもって森正人氏が5年8ヶ月、甚野章吾氏が3年2ヶ月と なります。
- 5. 当社は、森正人氏及び甚野章吾氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

| メモ欄 | |
|-----|--|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

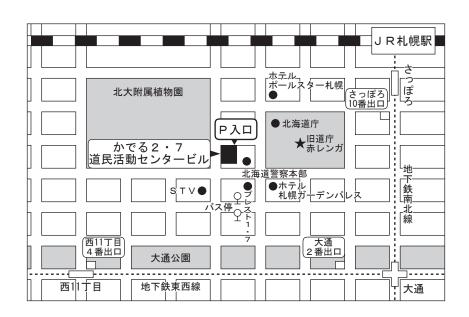
.....





株主総会会場ご案内図

会場 札幌市中央区北二条西七丁目 道民活動センタービル (かでる2・7) 7階 710会議室



交通 JR

・札幌駅…南口徒歩12分

地下鉄

- ・さっぽろ駅…10番出口徒歩7分
- •大通駅…2番出口徒歩9分
- ・西11丁目駅…4番出口徒歩10分

車でお越しの株主様は、地下駐車場をご利用ください。